災害ボラサポ・令和2年7月豪雨災害 (令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う 災害ボランティア・NPO活動サポート募金)助成事業 第3回助成 応募要項

2020年7月3日からの大雨により、災害救助法が適用された9県の被災地域では、地元のボランティアグループやNP0団体による浸水した家屋からの家財道具の搬出や清掃、避難所や仮設住宅等での生活にかかる支援活動が行われています。

その一方、通常の被災地と異なり、被災地住民の間には新型コロナウイルスへの感染を 懸念する声があることから、十分な感染予防措置のもと、感染拡大リスクを回避しながら 効果的な被災者支援活動を進める必要性が生じています。

現下、新型コロナウイルスの感染拡大が収まる気配がないなかにあっても、被災家屋の 復旧や仮設住宅等でのコミュニティづくりなど支援が必要な被災者の生活を支えるために、 感染予防を強化しながら、ボランティアによる被災者支援活動が継続されています。

そうした状況をうけて、中央共同募金会では、「令和2年7月豪雨災害」の被災者支援活動を行う、地元を中心とした被災県内のボランティアグループ・NPO団体等を資金面で支援するため、「災害ボラサポ・令和2年7月豪雨災害(令和2年7月3日からの大雨による災害に伴うボランティア・NPO活動サポート募金)」助成事業をこれまで2回の助成事業を行っています。

このたび、災害ボラサポ・令和2年7月豪雨災害に対するご寄付を財源として、12月16日より第3回助成事業の応募受付を開始します。第3回助成は、被災地域の行政、関連機関等が公表しているボランティア活動に対する情報をご確認いただいたうえで、当該被災地で活動を行うボランティアグループ・NP0団体等を対象として募集いたします。なお、被災県外団体からの応募については、「被災地の自治体・社会福祉協議会・その他運営・審査委員会が認める公共的機関等からの支援要請に基づく活動であること」と要件を設けていますのでご留意ください。

第3回助成では、迅速な復旧・復興のため、被災地におけるボランティア活動促進を目的として、冬場に入ってボランティアの活動が鈍化するなか、ボランティアの方々が被災地で行う復旧活動や仮設住宅等でのサロンや交流会等コミュニティづくりの活動を促進していきたいと考えています。

被災された方々を支える活動を行うボランティアグループ、NPO団体等皆さまからの ご応募をお待ちしております。



令和 2 年 12 月 18 日 社会福祉法人中央共同募金会

1. 名称

災害ボラサポ·令和2年7月豪雨災害(令和2年7月3日からの大雨に伴う豪雨災害ボランティア・NPO活動サポート募金)助成事業

2. 趣旨

中央共同募金会では、被災された方々を支援する「ボランティアグループやNPO」等が被災地の人々と協力し助け合うことで、人々のつながりをはぐくみ、被災地域の再興に向けた市民の参加を高めることを目的として、「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」による助成を実施します。

3. 助成総額

4,000万円を予定しています。

4. 助成対象

(1) 対象団体

令和2年7月豪雨災害で、<u>令和2年7月3日以降令和3年6月30日</u>までに、被災された 方々や地域に対する復旧、復興のための支援活動を行う、ボランティアグループ、特定非 営利活動法人(以下、NPO法人)、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般社団法人等 であって、次の要件にあてはまる非営利団体

- 被災県および被災市町村等が公表する<u>活動に関する情報をふまえ、</u>災害救助法が適用された被災県内(山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県)にて行われる活動であること。
- <u>被災県外の団体については、上記の被災市町村等が公表する受入れに関する情報をふまえたう</u> <u>えで、被災地の自治体、社会福祉協議会、その他運営・審査委員会が認める公共的機関等から</u> の支援要請に基づく活動であること。**
- 新型コロナウイルス感染症対策として、行政等が公表している活動にかかる留意事項等を確認 のうえ、支援活動に従事する活動者に対し、毎日の検温や感染防止チェックリスト等の感染症 予防措置を講じていること。

※参考: JVOAD ホームページ 感染症対策・予防ガイドライン集 (http://jvoad.jp/guideline/)

- 行政機関や社会福祉協議会、NPO等中間支援組織との連携が図られていること。
- 団体の基本情報の開示することが可能であって、支援活動の実態があり第三者から活動の実態 が裏付けられること。
- 団体が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- 団体の構成員について、5名以上で構成されていること。
- 本助成に応募することについて組織としての合意・決定が行なわれていること。
- 助成活動について、中央共同募金会ホームページ、SNSによる公開が可能なこと。
- 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。

※ 被災県外の団体からの応募にあたっては、「地元の承諾を得られている証」として、 活動を行う被災地の「自治体・社会福祉協議会・その他委員会が認める公共的機関」 いずれかによる「公印が押印された支援要請文書の写し」の提出が必須です。

(2) 助成対象活動期間及び助成対象内容

令和2年7月豪雨災害で被災された方々を支援するボランティア活動等全般とします。 令和2年7月3日から令和3年6月30日までの間に、今回の大雨により被災された方々 を支援するため、被災地にて団体自らが直接行う活動を対象とし、既に終了した活動であ ってもさかのぼって応募することが可能です。

ただし、第1回助成(短期活動)および第2回助成(短期・中長期活動)に助成採択されている場合には、第1回、第2回助成と異なった活動期間もしくは別の事業であれば応募可能です。

なお、被災県外の団体からの応募については、被災地の自治体・社会福祉協議会・その他運営・審査委員会が認める公共的機関等のいずれかによる支援要請文書をもって、活動が行われていたことの確認ができることを条件とします。

①助成対象期間および助成額

第3回助成事業では、以下の期間内に行われる活動を対象とします。

- ◆ 対象活動期間:令和2年7月3日から令和3年6月30日
- ◆ 下記のいずれかに該当する活動に対して、1 団体 1 件までの応募とします。

活動日数が30日以内(短期)

- ・活動日数が30日以内の短期支援活動
- ·助成額:上限50万円

活動日数が31日以上(中長期)

- ・活動日数が31日以上の継続した支援活動
- ·助成額:上限300万円

【留意点】

- 活動日数に応じて、上記の金額を助成上限額とします。
- 第1回助成および第2回助成に採択されている場合には、以下のいずれかを満たす場合には応募を可能とします。
 - ア) 第1回・第2回助成決定の活動期間とは異なる期間に活動が行われる場合
 - イ)第1回・第2回助成決定の活動内容と異なる活動を行う場合(活動の違いが応募書から判断できること)

②助成対象内容

第3回助成事業では、地域の主体的な活動を支援し、被災者に対する復旧支援活動や被災地域の復興を見据えた復興支援活動とし、以下の活動内容を対象とします。

①復旧支援活動

被災地の行政や社会福祉協議会、NPO 団体等と連携を図り、ボランティアの参加を得て被災住民の生活再建に向けた復旧支援活動に重点を置いた事業

②復興支援活動

被災住民同士の交流の機会創出や生きがいづくりに向けた活動や被災された方々の 生活の安定につなげるための復興支援を行う活動。

※ ただし、活動における新型コロナウイルス感染予防の衛生管理を行われていることを対象条件とします。具体的に行っている感染予防対策は応募書に記載ください。

【活動例 復旧支援活動】

- 被災世帯への復旧支援活動(家屋の片付け、家財道具の運び出し、清掃等)に関するボランティアニーズ把握と活動希望者とのコーディネート
- 被災地域へのボランティアバス運行を行う支援活動
- 被災者等への安否確認を行う訪問活動や生活の困りごとに対する相談活動、子育て支援などの活動
- 応急仮設住宅等へ入居にかかる引っ越し等に対する支援活動
- 被災者間のつながりを回復するための、「サロン」の開催や相談支援活動
- 被災地における医師、看護師、介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士等専門職による訪問支援活動
- コミュニティFM、インターネットなどの情報発信によるコミュニティづくりの活動 など

【活動例 復興支援活動】

- 離散した被災者同士のつながりを回復するためのコミュニティづくり
- 被災により中断していた地域活動等の再開、地元住民と協働して新たに立ちあげる「まちづくり」の 活動
- 被災により日常生活に困難を抱える方々に対する「移動支援」や「買い物支援」等を行う活動
- 被災した住民による「サロン」や「交流会」など、被災者の主体的な参画を促す活動
- 被災者の雇用の創出や生きがいづくりをめざした活動の開発 など

(3) 助成対象となる費用

令和2年7月豪雨災害で被災された方々を支援するボランティア活動にかかわる次の費用で、他の団体等から助成を受けていない費用を対象とします。

ただし、他の団体等から助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に応募を可能とします。対象となる費用は以下のとおり。

①支援活動に要する費用	活動資材・消耗品費等購入費、電話等通信費、運搬移送
	費、印刷費、会議費、研修費、新型コロナウイルス感染
	症予防に必要な資材、衛生用品購入費、新型コロナウイ
	ルス感染症に関する検査費用 ^{※1}
②活動拠点設置費	事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、
	拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人
	材への人件費・謝金等
③活動拠点を中心とする旅費	活動拠点を中心とする旅費、レンタカー代金、燃料代等

【留意点】

**1 新型コロナウイルス感染症に関する検査費用については、活動費用の 2 割を限度とします。

なお、下記の費用については、助成対象外となりますのでご留意ください。

【助成対象外となる費用例】

○県外からの後方支援に関する費用

(被災者個人への配布や県外団体や個人等からの支援物資提供を目的とした物品購入 費および運送移送費等)

※詳細は P.9 以降に記載していますので、必ずご確認ください。

5. 応募

(1)提出いただく書類

以下①②③の書類を提出いただくことが必要です。

- ① 応募書(①Word 形式、②Excel 形式)
- ② 団体資料 ※団体資料は、以下を参照ください
- ③ 被災県外の団体については、被災地の自治体、社会福祉協議会、その他運営・審査委員会が認める公共的機関等による支援要請文書の写し(公印が押印されたもの)

1) 規約または会則、定款のいずれか	団体としての意思決定のしくみなどが記載されたもの
2) 年間の事業計画書 (新規に立ち上げた団体の場合は活動計画書で可とする)	団体としての方針と計画が記載された、総会等で決議された 最新の事業計画書 新規に活動を立ちあげた団体の場合は、今回応募する活動の 計画書(活動の日程、目的、活動場所、活動内容のわかるも の)でもよい
3) 決算書 (活動計算書/損益計算書も しくは収支計算書等) ※設立したばかりで決算を終えていない場合は 予算書	貸借対照表のみは不可 団体としての前年度の決算が示され、総会等で決議された最 新のもの 設立したばかりで決算を終えていない場合のみ予算書で可 とする
4) 役員名簿	任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当、構成メンバー がわかる名簿

(2) 応募方法

応募書様式は中央共同募金会ホームページよりダウンロードしていただき、下記に記載の web 応募フォームに必要事項を記入のうえ、web 応募フォームより応募書①・②および団体資料をアップロードしてご応募ください。なお、郵送、FAX、持参による応募は受け付けません。

ただし、被災県外の団体については、被災地の自治体、社会福祉協議会、その他運営・ 審査委員会が認める公共的機関等による支援要請文書の写しをメールにてご提出ください。

【応募フォーム記載 URL】

https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/vorasapo/16236/

【留意点】

①応募書・提出書類および応募書への記入について

- 活動の内容や必要性がわかるように記入してください。
- 経費については、使途がわかるように内訳を記入してください。また、本助成により実施する活動に おける経費と、それ以外の経費がわかるように、分けて記入してください。
- すべての支出について、原則として団体名義の領収書を保管するとともに、団体の会計ルールに則って会計帳簿を作成・保管してください。活動報告・精算時には、支払いが1万円以上かかったものについては、領収書を提出していただきますが、場合によって1万円未満の領収書や帳簿の提出を依頼し、それに基づき返金を求めることがあります。
- 応募受付後、応募内容についてお問合せをすることがあります。応募書類は必ずコピーを取るなど必ず手元に写しをとっておいてください。
- 応募書・提出書類に虚偽の記載・報告があった場合や、運営・審査委員会で不適当と認められる内容があった場合には、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。
- 応募書に協力・連携した団体や機関を記入する場合、担当者名及び連絡先(電話番号)の記入は必須です。なお記載にあたっては必ず該当者の承認を得てください。記載された担当者に連絡した際に、連携の事実が確認できない、連絡が取れない場合は助成できません。
- 選考の結果、応募額から減額する場合があります。
- 日本語で読めることを条件とします。

②振込先の口座および領収書の宛名について

- 助成金を送金する口座は、団体として管理する「団体名の入った口座」をご用意ください。
- 代表者等の個人口座、および応募団体と異なる団体の口座には送金できません。
- 応募団体名、口座の団体名、領収書の宛名はすべて一致するようにしてください。
- 高速代をETCで支払われた場合や携帯電話の使用料金など、一部どうしても法人名・団体名での領収書がとれないものについてのみ、例外を認めます。その場合、クレジットカードの明細のコピーなどの提出をお願いすることがあります。

③書類の提出及び問合せについて

- 中央共同募金会ホームページの応募フォームより応募してください。応募フォームでの応募が難しい場合は郵送にて提出してください。すべての書類が締切日(令和2年1月15日(金))までに到着しない場合は、要件不備として不採択となります。
- 事前相談については、なるべく受付時間内に電話でのお問い合わせをお願いします。メールでお問い 合わせの場合も、日中に連絡が取れる電話番号とお名前、団体名を必ずご記入ください。
- 本会に来局されての相談はお受けしておりません。突然ご訪問いただいてもお答えいたしかねますのでご了承ください。また、応募にあたって、応募書の事前確認および応募内容の個別相談はお受けできませんことをご承知おきください。

(3) 応募締切

◆令和3年1月15日(金)必着

6. 審查·決定

(1)審査にあたって重視する点

本助成は寄付者からのご寄付をもとに限られた財源を活用して助成を行うため、以下の①~⑧の点を審査基準とします。

審査の結果、同評価となった場合には、確実に定着する活動を支援する観点および小規模な団体を支援する観点から優先順位をつけ総合的に判断し、審査を行い助成します。

<審査の基準>

- ①応募書から具体的な活動内容や経費精算が読み取れる内容となっているか
- ②目標や問題意識が明確になっているか
- ③プロジェクトを実施するための手法が明確で適切か
- ④さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ⑤災害ボランティアセンターや社会福祉協議会等地元の団体と連携や協働により活動を行われているか
- ⑥被災地で暮らす人たちの潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか
- ⑦被災地での新しい社会的事業・活動へと発展する可能性があるか
- ⑧「この先」を意識した活動であるか
 - 例)活動のノウハウ、ネットワークをつなげていくなど専門的なスキルを持った人を育てる活動、市民の参加や若い世代とともに課題解決の方法を探るような活動
- ③<u>被災県外の団体については、被災地の自治体や社会福祉協議会、その他運営・審査委員会が認める公共的機関いずれかの支援要請に基づき、地元の承諾を得られている活動であるか</u>

(2) 助成審査および決定

助成決定にあたっては、運営・審査委員会による審査を行います。審査の結果、応募額 から減額もしくは不採択とする場合があります。

審査・決定

・中央共同募金会が設置する運営・審査委員会において、選考基準にもとづく審査を行い、現地のニーズや状況をふまえ助成総額とのバランスを勘案のうえ決定します。本助成決定については、2月末頃を予定しています。

決定通知

・運営・審査委員会による決定後、助成の可否について本会HPで公表し、決定通知を送付します。採択の場合は本助成で対象とする助成決定金額を記載しますので、ご確認ください。

(3) 助成金の交付

①活動日数が30日以内(短期)

活動終了時に収支や経費明細についての報告に基づき内容を精査のうえ、助成金を送金します。

②活動日数が31日以上(中長期)

助成決定時と活動(報告)終了時の 2 回に分けて送金します。助成事業終了時に収支や経費明細についての報告に基づき精算を行います。場合によっては、助成決定額より減額となることや、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

また、応募額が 100 万円以内である場合には、活動期間を鑑みたうえで、収支、精算明細の報告に基づいて、決定金額の全額を一括送金とする場合があります。

7. 活動の報告等

助成を受けた団体は、中央共同募金会に対し、助成期間終了後おおむね 1 か月以内に、次の活動報告書類を提出いただきます。

①活動報告書(写真等添付)		中央共同募金会のホームページから報告する
②収支報告書		· か、様式を取得のうえ記載し、郵送にて提出く _ ださい。
③助成事業資金請求(報告)明細書[精算]		詳しくは活動報告の手引きをご確認ください。
④請求書(最終)		「郵送される場合は電子データもお送りくださ い。

【留意点】

- 正当な理由なく報告の提出がない場合や、事務局からの連絡に対応いただけない場合、助成金の一部 もしくは全額を返還いただくことがあります。
- 次の事項については、それぞれ中央共同募金会ホームページで公表します。なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消し及び助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできませんので、必ずご報告ください。
 - ①助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要、活動の成果等
 - ②寄付者へのメッセージ
 - ③活動中の写真もしくは団体メンバーの写真(3枚まで)
- 助成決定事業に関して、インターネット・チラシ等での広報等の際は、可能な範囲で結構ですので、 当助成の対象事業である旨の明記をお願いします。

8. 応募スケジュール等に関して

第2回助成

応募期間

令和2年12月18日(金)~ 令和3年1月15日(金)必着 助成決定時期

令和3年2月末頃 (予定)

9. 助成決定の取り消し

助成決定あるいは助成金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、運営・ 審査委員会で助成決定を取り消す、または助成金の返還を求めることがあります。

- 助成事業を実施しない/実施する意思が認められない/事業の継続ができない
- 活動終了後の精算報告が提出されない/報告のホームページへの公表に協力が得られない
- 応募書、報告書等提出書類に虚偽の記載があった
- 助成金を目的以外/助成対象以外の活動に使用した
- 団体の合意なく応募・活動を実施した/代表印・団体印を使用した(団体名義の不正使用)
- その他、運営・審査委員会で不適当と認められる内容があった場合

10. お問い合わせ先・提出先

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部(ボラサポ担当)

住 所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電 話 03-3501-9112 (ボラサポ専用ダイヤル)

※受付時間 10:00~12:00 13:00~18:00(祝祭日をのぞく)

E-mail support@c. akaihane. or. jp URL https://akaihane. or. jp

(別添資料1)

令和2年12月18日 社会福祉法人中央共同募金会

災害ボラサポ・令和 2 年 7 月豪雨災害 助成事業 <対象費用の例示>

(1) 留意点

- ・明らかに公費(災害救助費、補正予算等行政の補助対象となる事業等)や、他の助 成事業等の対象と考えられる経費は対象としません。
- ・対象費用であっても、その必要性が応募書から読み取れない経費や、他の応募団体 等と比較して均衡を失する経費は減額することがあります。

(2) 対象費用

①活動に要する費用

項目	対象費用
物品·資材·	支援活動に必要な物品・資材・材料・消耗品の購入費、レンタル料
消耗品費	例)
	○ 片付けに必要な工具等(スコップ、ヘルメット、安全靴等)、軍手、
	防塵マスク等
	○ 炊き出しに必要な器材(鍋・釜等)、ガスボンベ、材料、調味料・水等
	〇 新型コロナウイルス感染症予防に必要な資材、衛生用品等
	○ 活動に必要となる文房具、消耗品等
支払手数料	新型コロナウイルス感染症に関する検査費用
印刷費	チラシ等の印刷費、コピー使用料
通信費	固定電話、携帯電話、FAX 使用料、郵送料、サーバレンタル料等
運搬移送費	支援物品等を運搬・移送するための車両レンタル費、片付けに必要な重
	機、ダンプカー等のレンタル費、ガソリン代、高速料金等
水道光熱費	水道代、ガス代、燃料代等
会議費	打合せ・会議等に要する会場費、資料作成費等 ※飲食費は除く
研修費	ボランティア等の研修の会議費・謝金等
謝金等	専門家(国家資格を有する者もしくはこれに準ずる者、資格を有しない
	場合はその専門性・必要性が応募書から読み取れる者、例:重機オペレ
	ーター等)への謝金、委託費

- ・新型コロナウイルス感染症に関する費用は活動費用の2割を上限とします。
- ・専門家等への謝金は1日8,000円を限度とします。
- ・動物の保護等に関する活動における医療費等の継続的な経費については、飼い主等から一定の負担を求めている場合にのみ、一部を助成対象とします。なお、ケージやコンテナ等については1団体1回限りの応募とします。

【対象外となる費用】

- ・被災者の慰安(リフレッシュ)のみを目的としたプログラムにかかる経費
- ・被災地の経済振興だけを目的とした活動にかかる経費
- ・他地域等への視察・交流のみで活動を伴わない経費
- ・各種手数料・キャンセル料、修理費・メンテナンス費
- ・名刺作成費・団体の印鑑・総会の会場費・法人格取得費用等通常の団体運営経費
- ・スタッフおよびボランティアの食事代、会議の際のメンバーの飲食代
- ・チャリティイベントや物産展、マルシェ等の開催・出店経費・商品販売促進のための 営業活動にかかる経費や支援活動等に対する募金活動のための準備費用
- ・ボランティア保険料、傷害保険、旅行保険、車両保険等
- ・他の助成財団、補助金等により助成が決定している同一のもの・人への経費
- ・領収書の発行元が応募団体である経費
- ・雑費・予備費等、応募時点で使途が不明な経費
- ・個人所有となる備品(スタッフ↑シャツ等)
- ・事務所等賃借に関する、敷金・補償金・損害保険料(火災保険、地震保険等)
- ・県外からの後方支援に関する費用(被災者個人への配布や県外団体や個人等からの支援物資提供を目的とした物品購入費および運送移送費等)

②拠点設置費

項目	対象費用
設営費	臨時事務所の設営・賃借に関する費用等(プレハブ、大型テント、活動
	車両の駐車場代等)
	サロン等の恒常的な活動拠点の設営・賃借に関する費用等
設備費	固定電話、携帯電話、ファックス、コピー機、パソコン、プリンター等
	の事務機器レンタル・購入、活動車両のレンタル代等
備品費	机、いす、ホワイトボード、テント、事務用品、救急箱、地図等のレン
	タル・購入等
人件費等	活動拠点において支援活動をマネジメントする専門的人材及びその補助
	的業務を行う職員等への人件費・謝金・委託費等

※拠点における専門的な人材等への人件費等の助成にあたっては、団体、人材等についての要件(別添資料 2)に合致していることが必要です。また、助成対象となる人材からは、所定の様式による活動日報の提出を求めます。

高額な備品類は下記を上限として助成します。

パソコン 1台あたり上限7万円。携帯電話(スマホ)1台あたり上限1万5千円。

【対象外となる費用】

- 必要性の判断できない高額な備品類にかかる経費
- ・雑費・予備費等、応募時点で使途が不明な経費
- ・個人所有となる備品(スタッフ Tシャツ等)
- ・事務所等賃借に関する、敷金・補償金・損害保険料(火災保険、地震保険等)
- ・活動拠点と異なる団体事務所の家賃・水道光熱費等
- ・雇用保険等の社会保険料や有給休暇にかかる経費

③旅費

項目	対象費用
運賃	活動場所までの交通費(基本的に同一県内)**
リース代	活動拠点から活動場所への移動に要する自動車・自転車等のレンタル
	代等
ガソリン代等	活動拠点を中心としたガソリン代等
宿泊費	活動実施に必要な専門職・次頁要件をみたしたボランティアの宿泊費
交通費	ボランティアバス等運行にかかるバスチャーター代、車両レンタル
	費、ガソリン代、高速料金等

- ·宿泊費は1泊1名の上限を6,000円とします。
- ・運賃については、目的地まで最も安価で合理的に移動できる交通手段を優先して利用 し、安価な割引価格等を単価として応募額を算定してください。

【対象外となる費用】

- ・県外から被災地の活動拠点に向かうためのボランティアー人ひとりにかかる旅費(航空券代・新幹線代・在来線代・高速バス代・宿泊費等)
- ・車両の車検にかかる費用、修理費、車両整備費、メンテナンス費、車両保険
- ・個人から借用した車両に対する謝金
- ・宿泊費に付随する食事代、入湯料
- ※ただし、被災県外の団体に限っては、下記欄の旅費要件を満たす場合は対象費用とします。

【県外から活動拠点に向かうための団体スタッフの旅費(交通費・宿泊費)の要件】

1)団体要件

- 下記 A と B の両方を満たす団体
 - A. 当該団体に対して、被災地の<u>自治体や社会福祉協議会、その他運営・審査委員会が認める公共</u> 的機関**いずれかの**支援要請が明らかにあること
 - B. 当該団体の活動内容について運営・審査委員会で専門性の高い活動であると判断できること
- <u>これらの要件を満たすと判断できるよう応募書および支援要請文書にて確認できること</u> 2) 対象経費
- 以下の経費について、応募団体宛の領収書が提出できること<u>(個人宛領収書は対象外)</u> ア. 交通費
 - ・高速(中長距離)バス、航空機、新幹線・在来線等の運賃の実費総額の一部
 - ・目的地まで最も安価で格安かつ合理的に移動できる交通機関を優先して利用すること
 - ・最も安価な割引価格等を単価として応募額を算定すること
 - イ. 宿泊費
 - ・1 泊 1 名の上限を 6,000 円とした実費総額の一部 ※食事代等飲食にかかる費用は対象外

【被災地へのボランティアバス企画・運行に関する留意点】

ボランティアバスを企画・実施する場合で、参加費を徴収する際には、旅行業法に則って、適正に実施するよう留意してください。災害時のボランティアバス実施に係る旅行業法上の取扱いについては、「観光庁 ホームページ」に通知が掲載されていますのでご確認ください。また、国土交通省による貸切バス事業者安全性評価認定制度により、安全に対する取り組み状況が優良なセーフティ評価を受けた貸切バス事業者の利用であるかを併せてご確認ください。

※観光庁 ホームページ

> https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000108.html

※貸切バス事業者安全性評価認定制度認定事業者

http://www.bus.or.jp/safety/nintei.html

令和 2 年 12 月 18 日 社会福祉法人中央共同募金会

災害ボラサポ・令和2年7月豪雨災害 助成事業 <人件費等助成の要件について>

本助成では、活動拠点を設けて活動する場合、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等の(1)人件費、及び(2)専門職に対する謝金・日当を助成対象とします。

この場合、次の点を要件とします。また、これらについて、応募書から判断できること を必須とします。

人件費についても公費等から補助金を交付されるものについては助成の対象外といたします。また、対象費用であってもその必要性が応募書から読み取れない経費や、他の応募団体等と比較して均衡を失する経費は減額することがあります。

(1) コーディネーターにかかる人件費

活動の専門性があること、かつ、その専門性が復旧・復興のために必要とされていることが応募書から判断できることが必須です。

- ①助成対象及び人件費の助成上限:以下(ア)・(イ)の2通り
- (ア) 被災地及び避難先の地域において、被災者に対するボランティアやNPOによる 支援活動を効果的に展開するためのマネジメント(企画・調整)業務、調査業務等 を行う者で、所属団体からこうした業務を行う者として証明され、原則として雇用 関係があり、 雇用保険に加入していること。

雇用保険の加入がない場合には、主に社協やNPOなどで専門的にボランティア・コーディネートを行なっている(もしくは経験がある)と応募書から判断ができ、 運営・審査委員会で特に必要性が認められること。

- 1人あたりの人件費の単価は、実活動日数で1日につき15,000円を上限とします。 助成対象となる金額は、1日につき3名分を上限とします。
- (イ) 拠点を設ける団体の本部及び拠点における上記業務の補助的業務を行う人1人 あたりの賃金単価は、実活動日数で1日につき8,000円を上限とします。助成対象 となる金額は、1日につき2名分を上限とします。

【留意点】

- ◆ 自団体の構成メンバーだけでなく、団体外のボランティアに対しても広くコー ディネートを行っていることが応募書から判断できることが必須です。
- ◆ なお、事業内容や支援者の役割・必要性、また助成総額に占める人件費比率の 多寡等団体の財政規模から判断しますので、一律にこの基準に従って全額を支 給するわけではありません。

②団体の要件

今回の災害において、被災地域等に拠点を設けてボランティアや専門的な支援活動を行っている実態(実績)がある団体であって、次のいずれかであること。

(ア) 被災地域及び避難先の団体(行政·災害ボランティアセンターや社会福祉協議会、 NPO支援組織、地元団体等)との連携があること。 (イ) 上記にあてはまらない場合は、非営利法人格を有し、法令に基づき法人の基本情報が開示されているとともに、第三者によって活動の実態が裏づけられること。

③提出書類

助成対象となる人材についての活動実績を記録した活動日報(助成決定後、決まった期限までに実績報告)

(2)謝金・日当

●助成対象および謝金の助成上限

専門職(=国家資格を有する者もしくはこれに準ずる者: 医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、弁護士、建築士等)が現地において行う専門性を活かした活動であり、その役割、現地からの要請、活動の必要性・緊急性等が応募書から読み取れるもの。

なお、資格を保有しない場合は、その専門性・必要性が応募書から十分読み取れることを条件とします。

1人当たりの賃金単価は、実活動日数で1日につき8,000円を上限とする。

【留意点】

- ◆ 業務として派遣され、支援活動の間、公的に給与が保障される場合等は除きます。
- ◆ 専門職による活動として、被災地に派遣する場合の謝金・日当あるいは旅費の応募の際には、当該派遣計画(派遣者名簿等積算根拠がわかる資料)の提出を求めることとします。当該派遣計画が提出できない、派遣対象者がほとんど決まっていないなどの場合には、対象の費用について助成を見送ったり、減額する場合があります。